環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部改正について

令和８年６月
環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

１．告示の題名及び趣旨

令和８年６月 30 日公布予定の「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件」は、環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）において環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称が「地方環境局」に改められ、同年７月１日から施行されることに伴い、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）の規定中、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改正するものである。

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本告示は、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

以　上